

弁理士が取り扱う事件に関する業務制限の見直しに係る事前評価書

1. 政策の名称

弁理士が取り扱う事件に関する業務制限の見直し

2. 担当部局

経済産業省特許庁総務部秘書課弁理士室長 室井 研二

電話番号： 03-3581-0062 e-mail： pa0113@jpo.go.jp

3. 評価実施時期

平成26年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的、内容及び必要性

弁理士法（平成12年法律第49号）第31条は、依頼者の利益を保護するとともに、弁理士の職務遂行を公正たらしめ、その品位及び信用が失墜することがないように、弁理士が取り扱う事件に関する業務制限（利益相反行為）を定めている。

同条第6号及び第7号では、弁理士が特許業務法人の社員又は使用人として当該法人に所属していた期間内に、当該法人が依頼を承諾等した事件について、その弁理士が「自ら関与していない」場合であっても、当該法人から転出したその弁理士が当該事件の相手方として業務を行うことを禁止している。

他方、特許業務法人制度の創設以降（平成12年改正・平成13年施行）、特許業務法人数及び特許業務法人当たりの弁理士数は顕著に増加しており¹、特許業務法人が依頼を承諾等した事件に必ずしも関与していない弁理士が増えているため、上記の弁理士法の規定（特許業務法人が依頼を承諾等した事件に弁理士が「自ら関与していない」場合も業務が制限される）は、当該法人から転出した弁理士の業務範囲を必要以上に制限するとともに、依頼者が弁理士を選択する際の選択肢を必要以上に狭めている可能性が高まっていると考えられる。

また、弁護士法では、弁護士が弁護士法人の社員又は使用人として当該法人に所属していた期間内に、当該法人が依頼を承諾等した事件について、その弁護士が「自ら関与していない」場合は、当該法人から転出したその弁護士が当該事件の相手方として業務を行うことは制限されず、その弁護士が「自ら関与した」場合に限り業務を制限している²。これは、司法書士法、土地家屋調査士法及び社会保険労務士法も同様である³。

¹ 特許業務法人数は約20倍（9法人→177法人）、法人に所属する弁理士数は約35倍（41名→1,437名）、法人当たりの弁理士数は約1.8倍（4.6人→8.1人）に増加（平成13年と平成24年の対比。）

² 弁護士法第25条第6号及び第7号

³ 土地家屋調査士法第22条の2第2項第4号及び第5号、司法書士法第22条第3項第4号

以上の状況に鑑み、今般、弁理士法第31条第6号及び第7号に規定する弁理士の利益相反行為の範囲を緩和することを検討している。具体的には、弁理士が特許業務法人に所属していた期間内に当該法人が依頼を承諾等した事件について、その弁理士が当該事件に「自ら関与した」場合に限って、当該法人から転出したその弁理士が当該事件の相手方として業務を行うことを禁止するものとする（かかる措置は、弁護士法をはじめとする他の士業法によるものと同様。）。

また、弁理士法第48条第3項は、特許業務法人の社員又は使用人たる弁理士が行う業務上の利益相反行為を制限する規定であり、うち、同項第5号及び第6号では、特許業務法人の社員又は使用人たる弁理士が、かつて別の特許業務法人の業務に従事していた期間内に当該法人が依頼を承諾等していた事件について、その弁理士が当該事件に「自ら関与していない」場合であっても、当該事件の相手方として関与することを禁止している。第31条と第48条第3項は、いずれも弁理士の利益相反行為を制限する規定であるため、第31条の見直し趣旨に倣い、第48条第3項第5号及び第6号についても同旨の見直し（弁理士が「自ら関与した」場合に限り業務を制限する）を行う。

（2）法令の名称・関連条項とその内容

○弁理士法

- ・第31条第6号及び第7号（弁理士の利益相反行為）
- ・第48条第3項第5号及び第6号（特許業務法人の社員等の利益相反行為）

（3）影響を受け得る関係者

- ・弁理士
- ・特許業務法人
- ・依頼者
- ・行政機関（特許庁）

5. 想定される代替案

上述のとおり、弁理士法第31条第6号及び第7号並びに第48条第3項第5号及び第6号の規定は、特許業務法人が受任した事件に特許業務法人の社員又は使用人たる弁理士が「自ら関与していない」場合であっても、当該法人から転出した当該弁理士が当該事件の相手方として業務を行う又は関与することを制限している点において、弁護士法をはじめとする他の士業法に比べて厳しい業務制限を課している。

今般の見直しは、かかる規定について他の士業法で認められている範囲にまで緩和する（業務制限の範囲を弁理士が「自ら関与した」場合に限る。）ものであることから代替案は検討しない。

6. 規制の費用及び便益

関係者	遵守費用	規制の便益
弁理士	特になし	弁理士の利益相反行為の範囲の緩和により、弁理士が業務を行うことのできる事件の範囲が広がる。
特許業務法人	弁理士の利益相反行為の範囲を緩和することに伴い、特許業務法人が承諾等した事件について、弁理士が当該事件に「自ら関与していない」場合であっても、その弁理士が特許業務法人に所属していた期間内に当該事件に関する情報に接触しないよう、また、影響力を及ぼさないように、特許業務法人内の情報管理や体制整備をより一層徹底することが必要となる。	弁理士が業務を行うことのできる事件の範囲が広がることで、特許業務法人の業務拡大に資する。
依頼者	上記の理由により、特許業務法人内の情報管理や体制整備がより一層徹底されることによって、依頼者の不利益は生じない。	依頼者が弁理士を選択する際の選択肢が増えるため、利便性が向上する。 また、弁理士が業務を行うことのできる事件の範囲が広がるため、知的財産権に関する手続が円滑に実施され、依頼者の権利の適正な保護に資する。
行政機関（特許庁）	日本弁理士会に対し、特許業務法人内の情報管理や体制整備をこれまで以上に求めていくことが必要となる。	弁理士の利益相反行為の範囲の緩和により、弁理士が業務を行うことのできる事件の範囲が広がるため、知的財産権に関する手続の円滑な実施及び適正な保護に資する。
その他の社会的影響	特になし	弁理士の利益相反行為の範囲の緩和により、弁理士が業務を行うことのできる事件の範囲が広がるため、知的財産権に関する

関係者	遵守費用	規制の便益
		手続きの円滑な実施により、権利の適正な保護に資する。

7. 政策評価の結果

今回の措置は、弁理士が特許業務法人に所属していた期間内に当該法人が依頼を承諾等した事件について、その弁理士が「自ら関与していない」場合であっても、当該法人から転出したその弁理士が当該事件の相手方として業務を行うことを禁止している現行の弁理士法の規定を見直し、その弁理士が当該事件に「自ら関与した」場合に限って、法人から転出した後の業務を行うことを禁止するものである。かかる措置によって、弁理士にとっては、取り扱うことができる事件の範囲が広がることとなり、依頼者にとっては、弁理士の選択肢が増える効果があるため、弁理士・特許業務法人及び依頼者双方の利益に適うものと考えられる。

また、上記のケースにおいて、その弁理士が特許業務法人に所属していた期間内に当該事件に関する情報に接触しないよう、また、影響力を及ばさないように、特許業務法人内の情報管理や体制整備がより一層徹底されることから、今般の見直しに起因して依頼者に不利益が生じるという費用は発生しない。

さらに、弁理士が取り扱う事件に関する業務制限が適正化されることにより、知的財産権に関する手続きの円滑な実施により、権利の適正な保護にもつながることから、今回の措置は妥当なものと考えられる。

8. 有識者の見解その他の関連事項

産業構造審議会知的財産分科会第3回弁理士制度小委員会（平成25年10月23日開催）において、有識者により審議した結果、検討の方向性が了承された。

9. レビューを行う時期又は条件

かかる措置については、今般の弁理士が取り扱う事件に関する業務制限の見直しに係る弁理士法改正を含む、特許法等の一部を改正する法律案附則第10条において「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新弁理士法の施行の状況を勘案し、必要と認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。

10. 備考

特になし。